

## 公募型指名競争入札(簡易型)の執行について

平成29年10月30日

大阪市住宅供給公社 理事長 齋 恒三

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

<b>1. 入札に付する事項</b>	
(1) 案件名称	平成29年度市営住宅入居者募集用2月募集申込みのしおり等印刷
(2) 履行(納入)場所	本公社指定場所
(3) 履行(納入)期間	契約締結日から 平成30年2月22日 まで
(4) 業務内容	仕様書に記載
<b>2. 発注方式</b>	
単体企業に発注する。	
<b>3. 入札参加資格</b>	
次に掲げる条件のすべてに該当し、本公社の入札参加資格において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。 <b>(1) 入札参加申請時において、「大阪市住宅供給公社物品供給等【印刷・製本類】入札参加資格」で登録していること。</b>	
<b>(2) 入札参加申請時において、平成29・30年度大阪市入札参加有資格者名簿に種目 「 05:活平版又は06:軽印刷 」 で登録していること。</b>	
<b>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。</b>	
<b>(4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。</b>	
<b>(5) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。</b>	
<b>4. 入札参加申請書等の交付</b>	
(1) 交付期間	平成29年10月30日から平成29年11月13日 土曜日・日曜日及び祝日を除く上記期間の毎日9:00から17:00まで(12:15から13:00までを除く)
(2) 交付場所	本公社ホームページまたは14.発注担当に同じ
<b>5. 入札参加申請</b>	
(1) 申請書類	入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、本公社の入札参加資格の審査を受けなければならない。 <b>・公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書</b>
(2) 受付期間	<b>平成29年11月9日から平成29年11月13日</b> 土曜日・日曜日及び祝日を除く上記期間の毎日9:00から17:00まで(12:15から13:00までを除く)
(3) 受付場所	14.発注担当に同じ
<b>6. 入札参加者の指名等</b>	
<b>(1) 入札参加資格を審査したうえ、平成29年11月17日 14:00以降 に指名通知書を交付する。</b> <b>※電話等による指名通知の連絡は行わないため、指定日時以降入札執行日までに通知書を受け取りに来ること。</b> ※配付場所については、発注担当に同じ	
<b>(2) 指名されなかった申請者に対しては、平成29年11月17日 にその理由を付して通知する。</b>	
<b>7. 質疑等</b>	
<b>(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに所定の質疑書(指名通知時に配付)に記入のうえFAXにて提出すること。</b> 質疑受付期限 <b>平成29年11月22日 17:00</b> まで 質疑提出先 大阪市住宅供給公社 管理課募集担当	
<b>(2) 回答は、平成29年11月28日 付けで、本公社ホームページに掲載し、契約書に綴じ込む。</b>	
<b>8. 入札に参加することができない者</b>	
<b>(1) 入札参加申請期限までに入札参加申請をしなかった者又は、入札参加の指名をされなかった者。</b>	
<b>(2) 当該入札に参加しようとする者で、大阪市住宅供給公社入札参加資格登録の際、「資本関係・人的関係に関する調書」で関連会社とみなされた者は、1者しか参加することができない。</b>	
<b>(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者。</b>	
<b>(4) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者。</b>	
<b>9. 保証の要否</b>	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除
(3) 契約保証人	不要
<b>10. 入札執行日及び場所</b>	
(1) 入札執行日時	<b>平成29年12月1日 10:00</b>
(2) 入札執行場所	大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社 5階 入札室

<b>11. 入札の無効</b>
(1)大阪市住宅供給公社経理規程第67条第1項の規定に該当する入札 (2)申請書類に虚偽の記載をした者の入札
<b>12. 落札者の決定方法</b>
(1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 (2)上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。
<b>13. その他</b>
(1)落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (2)契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
<b>14. 発注担当</b>
大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社 総務部経理課 (契約担当) 電話 06-6882-7003
<b>15. 業務内容に関する担当</b>
大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社 管理課募集担当 電話 06-6882-7024
<p>大阪市住宅供給公社経理規程(抄)</p> <p>(入札の無効)</p> <p>第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札</p> <p>(2) 指定の日時まで提出又は到着しなかった入札</p> <p>(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札</p> <p>(4) 入札者の記名押印がない入札</p> <p>(5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札</p> <p>(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札</p> <p>(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札</p> <p>(9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札</p> <p>(10) その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>2 入札の効力は、理事長が決定する。</p>